

令和5年第4回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和5年6月6日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月6日午前9時7分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子</p> <p>7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮</p> <p>9 番 井 戸 太 郎 1 0 番 山 田 仁 樹</p> <p>1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長 川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長 岡 田 康 裕</p> <p>税 務 課 長 末 永 潤 子</p> <p>健 康 保 険 課 長 乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 松 本 光 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 酒 井 智 志</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 竹 村 恵</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>議案第28号 平群町税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第29号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第3号）について</p> <p>同意第3号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて</p>

町長提出議案 の題目	<p>同意第 4 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 6 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 7 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 8 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 9 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 10 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 11 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 12 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 13 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 14 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 15 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p> <p>同意第 16 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について</p>
請願	請願第 1 号 平群町ウォーターパーク再開を求める請願書
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一

令和 5 年 第 4 回 (6 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 6 月 6 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第 28 号	平群町税条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 29 号	令和 5 年度平群町一般会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 6	同意第 3 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 7	同意第 4 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 8	同意第 5 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 9	同意第 6 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 10	同意第 7 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 11	同意第 8 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 12	同意第 9 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 13	同意第 10 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 14	同意第 11 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 15	同意第 12 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 16	同意第 13 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 17	同意第 14 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 18	同意第 15 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 19	同意第 16 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 20	請願第 1 号	平群町ウォーターパーク再開を求める請願書
日程第 21		選挙管理委員の選挙について
日程第 22		選挙管理委員補充員の選挙について

開 会 （午前 9時07分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第4回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、改めましておはようございます。令和5年第4回定例会開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、本町行政に対しまして、格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。4月の町議会議員選挙後、初めての定例会となりますので、よろしくをお願いいたします。

気象庁は、5月29日に近畿地方が梅雨入りしたと発表しました。近畿地方は、平年より8日早い梅雨入りで、5月の梅雨入りは10年ぶりとなります。暦の上では、入梅や夏至を迎え、雨に濡れた山々の若葉の鮮やかさやアジサイの花の美しさが映える季節となり、平群町のあちらこちらでは、初夏の田園風景である稲の苗が植えられたばかりの水田に日差しがまぶしく映る季節となりました。これから、日々、稲穂の成長とともに、本格的な夏の訪れを感じるようになってところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。国は、5月8日より、新型コロナウイルスを感染法上の位置づけを2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類に移行しました。移行後、基本的な感染対策は個人や事業者が判断することや、感染者の把握方法、診療等の医療費に係る公費負担の見直し、陽性者の就業制限の廃止など、大きな方針変更となり、3年を超える新型コロナウイルスとの戦いからようやく新たな日常への一歩となったところでございます。この方針変更により、社会経済活動等がさらに活発となり、これまでのにぎわいを取り戻し、町民生活も安定するものと大いに期待をしているところであります。

一方で、専門家によりますと、今後も感染者が急増する可能性があることと指摘されていることから、ワクチン接種につきましては、現在、重症化予防を目的として、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などを対象に接種を進めて

おり、今後も町民の皆様の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症予防に適時適切な施策に取り組んでまいります。

次に、5月の臨時会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、5月28日には、第8回ごみ減量フェスタ2023が4年ぶりに開催されました。当日は天候にも恵まれ、パッカー車の展示やアクリルたわしの講習会、おもちゃの病院、各家庭での不用品の交換市としても、もったいない広場、フードドライブなど、各種イベントや展示、体験コーナーなどを実施し、多くの町民の皆様にお越しいただくとともに、ごみ減量化に向けた取組を体感していただくことができました。

次に、6月2日から6月3日にかけて発生した大雨の状況についてであります。

梅雨前線や台風2号の影響で強い雨となり、局地的な大雨をもたらす線状降水帯が奈良県南部に一時発生するなど、奈良地方気象台は県内全域に大雨洪水警報を発表しました。平群町では、午前8時14分に大雨警報、土砂災害が発令されたことに伴い、9時に災害対策本部を設置し、災害発生に伴う対応協議を行いました。9時40分には土砂災害警戒レベル4に、9時43分には洪水警報も発令されました。11時に防災無線や防災メールを配信し、各地区の民生委員に情報提供を行いました。13時から、総合スポーツセンター、北小学校、南小学校の町内3か所に避難所を開設いたしました。14時30分に、緊急速報メールの配信を行いました。

避難状況については、北小学校に15時45分に1名の方が来られましたが、16時45分に、家族の方とともに帰宅されました。2日の午後8時30分に、3か所の避難所は、避難者がいなかったため、避難所を閉鎖し、かしのき荘に避難所を開設いたしました。3日の午前3時30分に発令されていた警報が全て解除されたことに伴い、かしのき荘での避難所を閉鎖いたしました。また、職員により町内全域をパトロールし、災害発生状況の把握にも努めました。

6月5日現在、町が把握している被災状況につきましては、人的被害の報告はありませんが、公共土木施設災害4件、農地・農業用施設災害7件、治山災害が1件、合計12件の被災がありました。

次に、令和4年度決算状況について御報告申し上げます。

5月末の令和4年度出納閉鎖の結果、令和4年度一般会計の決算は、実質収支で約3億5,000万円の黒字決算となりました。単年度収支は約4,100万円の赤字決算となりました。実質単年度収支は約2億9,600万円の黒字決算となりました。特別会計、水道事業会計、下水道事業会計についてですが、各会計とも、実質収支は黒字か収支同額となりました。国民健康保険特別

会計では実質収支が約1億8,200万円の黒字、実質単年度収支は900万円の赤字決算となりました。介護保険特別会計では、実質収支が700円、実質単年度収支は約3,500万円の赤字決算となりました。今後、決算内容を分析し、9月議会において詳細な説明を申し上げるところでございます。

また、令和5年度当初予算に計上しておりました旧中央公民館用地については、売買契約をすることができましたことを報告させていただきます。

さて、本定例会では、町条例の一部改正が1件、一般会計補正予算、農業委員の同意案件14件、合計16件の審議をお願いしております。

いずれも慎重審議いただき、原案どおり可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいま局長が朗読したとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により3番、岩崎議員、4番、長良議員を指名いたします。本定例会会期中、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月16日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月16日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

6月 6日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願ひします。

6月 7日（水） 文教厚生委員会 午前10時より

6月10日（土） 休会でございます。

6月11日（日） 休会でございます。

6月13日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月14日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月16日（金） 本会議（最終日） 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

5月25日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。山本議会運営委員長。

○議会運営委員長（山本隆史）

それでは、報告させていただきます。

去る5月25日木曜日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日から始まりました第4回定例会の議会運営についてと、議会基本条例の検証について協議を行いました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続いて、町長より報告事項があります。

まず、繰越明許費繰越計算書について、令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、令和4年度平群町水道事業会計予算繰越計算書の報告を求めます。事業部長。

○事業部長

予算繰越計算書について報告

○議 長

続いて、継続費繰越計算書について、令和4年度平群町水道事業会計継続費繰越計算書の報告を求めます。事業部長。

○事業部長

継続費繰越計算書について報告

○議 長

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、令和5年度一般会計予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

今回は、1件の充用を行っております。

平群中学校の校舎南館3階、2年生教室やトイレ、廊下等で雨漏りが発生しました。緊急に屋上の防水工事が必要となりましたことから、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、工事請負費の維持補修工事で185万9,000円を充用しております。充用の日につきましては、5月31日でございます。

なお、防水工事については、現在施工中でございます。本日6月6日で完了予定というふうになっております。

予備費の当初予算額1,680万円に対しまして、令和5年度の充用額535万9,000円、残額については1,144万1,000円ということでございます。

以上でございます。

○議 長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第28号 平群町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第28号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

何点か聞きますけども、森林環境税、この概要説明のところにもありますが、一つは県がですね、もう再来年までということで、これ令和7年までに

なってますけども、20年間、県民税のほうで500円追加していると。この森林環境税は地方税として、奈良県もそうですけれども、34府県か、47都道府県のうち34のところを実施していると。また、都道府県が実施しなくても、市町村段階で実施してるところもあるということなんですが、奈良県もこれは相当長く取ってます。当初ですね、森林環境税、実際に法律というか、森林譲与税はもう既に4年前から入ってますから、それで、令和元年から法律としては実施されてるんですね。ただ、地方住民税の均等割として徴収するのが来年からと、こうなってるわけですけれども、県のその500円の森林税、当初、その令和元年の話のときはですね、国が取れば県のほうがやめるんじゃないかというような話もしてたんですが、県のほうではその辺、どのような動きになってるんですか。今の県の条例で言えば、2年間は重なるということになるんですが、その点、どのように聞いてますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

県の森林環境税ですね、今現状としましては、放置林整備や里山づくり事業のように実施をされております。放置林につきましては、人工林面積が約5割、8万8,000ヘクタールのうち、約1万1,000ヘクタールの間伐を実施してきたということになっております。このような状況を踏まえ、整備を検討されているということで聞いております。ほんで、電話のほうで確認しましたら、現在まだ令和7年度までが期限になってるんですけども、それ以降についてはまだちょっと未定ということで聞いております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

未定ということで。本来、こういう目的税というのは、均等割で取るというのは本来おかしな話でね、本当なら、所得の高い人がやっぱり負担を多くするという累進の考えで本来やるべきですけれども、そうじゃなくて、均等割というのは、均等割非課税以外の人は全員、所得が例えば200万円、300万円であったって、1億円であったって同じ負担なんですよね。この辺ちょっと問題だというのは明らかですけども、既にそれは決まってそのままになってるんで、それはそういうことですね。まだじゃあ、これがあるから廃止するののかも分からないと。令和7年に一応条例上の期限が来てもですね、

あと継続するかしないかも分からないということですね。

それからですね、これ、徴収して、使われ方、全額国税になるということなんですが、平群町、大体均等割納税者というのは、一時1万人ってたのが、もう今は九千数百人、昨年度は9,114人と聞いてますけれども、それでいくと900万円ちょっとのお金になるわけですね。これはどのように国に支払うんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

均等割で、今9,117人ということで、1,000円ですので、約911万7,000円と、令和5年ベースになります。この森林環境税につきましては、県を經由して、交付税及び譲与税配付金特別会計に振込され、その全額が森林環境税譲与税として市町村及び都道府県に譲与されると。一旦国に全部振り込むという形になっております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

森林譲与税として一旦国に入ったのを、それぞれの基準に、森林面積とか林業従事者の数とか、そういう基準に応じて支払われる。既に、森林譲与税については、平成元年度から平群町も受けてるわけですよ。ちなみに言うと、令和元年度、これ半年分だったと思いますけど、88万8,000円、2年度が189万円、3年度は186万2,000円、これは決算で確定してる。あと、昨年度、決算出てるから、もう数字確定してると思うんですが、予算では244万6,000円、今年度も244万6,000円で予算組んでいると。この金額というのは、平群町の要するに森林関係に、基本的には、例えば、ナラ枯れとかそういうことも含めて使うということになるんですが、これ、これまでもらった分はまだ、何ぼか使ってるかどうか分かりませんが、どのような使われ方してるのかということと、それから、今部長から説明あった、これ、来年度始まってから、平群町では900万円以上のお金を国に、住民からもらったものをそのまますると。その後、平群町にはどれぐらい返ってくるのか、その辺の試算はできてますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

森林環境税、これまでもらった額でございます。令和元年度から令和4年度と。令和4年につきましては、実際は237万2,000円ということで、令和元年度から令和4年度で701万2,000円となっております。

これまでの執行した分でございます。森林整備で信貴山城址周辺の危険木の伐採や里山整備、ボランティア団体に対する経費の補助、木材の粉砕機等に使用してまして、執行したのが441万5,000円を執行しております。それから、あと森林環境譲与税ですね。今度なんですけど、令和5年度につきましては、令和4年度が237万2,000円でしたので、ほぼ同額になると考えています。6年度以降につきましては若干増加し、約300万円弱ぐらいになると見込んでおります。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

当然、奈良県下見たってね、森林の規模とか、それから平群町は植林がほとんどありませんから。ほとんどというか、何ぼかありますけど。そういう点で言えば、当然、900万円差し出して300万円しか返ってこない、こういうシステムにももちろん、ならすわけですからね、なるのは分かるんですけども、ただ、これについては、ちょっとやっぱりなかなか納得いかないというのは一つあります。それは、今ここで言ったって仕方ないですから。

あと、復興住民税ね。これ、一応、法律では今年度で終わるわけですけども、いろいろ子ども・子育て支援でお金が要るとか、防衛費で年間10兆円規模にしていくために金が要るとか、そういうことで、果たしてここに町のほうを書いていただいている総額は変わらないと。森林税が入っても、復興税がなくなれば、支払うお金は同じじゃないかとなるんですけどもね、ここはその辺、何か説明受けてますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

復興特例分がなくなることについて、総額は変わらないということで、その説明については、特別、県から何かということは示されておられません。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

そのついでに聞くんですけど、この復興税というのは別に森林税と違って、住民から集めたお金をそのまま国に渡すということじゃなくて、それぞれの市町村で、要するに防災に金を使うということになってると思うんですが、それは間違いないですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまのご質問です。

均等割で500円掛ける9,117人で456万円ぐらいなるんですけども、これにつきましては、東日本大震災からの復興を図る目的として、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に対する費用の財源ということで言われております。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○8番

この今回の町税条例の改正、特に森林環境税についてはちょっといろいろ問題があるということで、その点を指摘して、反対したいと思います。

まず、森林環境税は、我が国の温室効果ガス削減目標達成と災害防止のための地方財源確保として創設されました。そして、その負担を国民から徴収するというもので、個人住民税均等割、本来なら地方税なんですけれども、それを国税として森林環境税を1,000円上乗せすると。市町村を通じて国に納めるようになるというもんです。国税けれども、住民税に含めて納付するという税金ですね。

地球温暖化対策が必要なことは言うまでもありませんが、そのための負担を低所得者も含めた国民に求めることは賛成できない。本来、CO₂の排出量に応じた負担となっている既存の地球温暖化対策税の拡充や、また温暖化の原因物質の製造者・排出者である企業の負担で本来財源を賄うべきだと考えています。以上のことから、町税条例の一部改正議案には反対いたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。岩崎君。

○ 3 番

議案第 28 号 平群町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、上位法の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。よって、賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

この件については、私は賛成の立場でお話しさせていただきます。

先ほど山口君がおっしゃったように、この国税、今度新たにできたやつは平成 31 年 3 月にできて、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律ということができたわけでございます。その前に奈良県は、先ほどもあったように、平成 18 年から施行されて 20 年間経過され、この件についても、今お話あったように、令和 7 年までの時限立法ということになってるわけでございますが、私はその時限立法を尊重したいなということが 1 点。

それと、900 万円ほどお支払いし、300 万円ほどしか返ってこないというふうな論法もありましたけど、私は地球環境を守る上においては相互扶助の精神が基本じゃないかなということもありまして、私自身、今度、国の定めたこれに対する法律について、私は上位法を尊重したいなという思いでございませう。よって、この議案については賛成の意を表します。

以上です。

○議 長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 28 号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第28号 平群町税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

日程第5 議案第29号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第3号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第29号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。関君。

○1番

今回、初めての定例議会で大変緊張しております。よろしくお願いいたします。

初めに、今回の物価高騰によります地方創生臨時給付金を活用されて、町民の皆様へ一律公平に生活応援クーポン券3,000円を配付していただけたとのこと、大変ありがとうございます。町民の皆様喜んでいただけることと思います。

それでは、私の質問をさせていただきます。

補正予算概要がございましたけれども、この1ページのところの地域防災力向上事業費の505万8,000円でございますが、これにつきましては、防災訓練実施分だと思いますが、いつ頃、どのような形で実施されるのでしょうか、もう少し御説明をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの質問にお答えします。

具体的に言いましたら、先ほど言っておりました、地域防災力向上事業としまして、主に防災訓練に係る費用、またドローンの操作資格等に係る費用としまして505万8,000円を計上しております。防災訓練の内容のほうにつきましては、地域での自主防災組織等や消防団、関係機関を対象とした防災意識向上を図るための講演会や、災害現場を想定した訓練、例えば救命訓練、消火訓練、避難所設営や炊き出し訓練などの体験型の防災訓練を検討しており

ます。また、実際スケジュールのほうにつきましては、一応今回、新たな補助がつきましたので、時期のほうを検討しとるんですが、ちょっと秋口、他の防災訓練、具体的に言いましたら、奈良県の防災訓練や林野火災訓練、また消防協会の南支部の訓練等がございますので、一応2月頃を予定しております。

以上です。

○議 長

関君。

○1 番

ありがとうございました。いつ災害が起こるか分かりませんので、先日のような大雨もありましたので、実践的な防災訓練をお願いいたします。

この件につきましては、これで結構でございます。

続きまして、同じページの自主防災組織等活性化推進事業費の202万9,000円でございますが、これは個別避難計画作成分だと思います。これにつきましてでございますが、いつ頃からか、具体的にスケジュール等も含めて、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

2点目の自主防災組織等の活性化推進事業としまして、個別避難計画作成に伴う費用としまして計上しております。具体的には、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者約1,000人を対象とした避難支援を行うものや、避難支援の方法などを記載した個別避難計画のほうを民生児童委員協議会のほうに委託しまして、作成委託を予定しております。

一応、スケジュールといたしましては、こちらの補正が可決されましたら、民生児童委員協議会のほうの役員への事業内容の説明、また8月頃、個別避難計画策定に伴う講演会のほうを予定しております。その後、個別避難計画策定に伴う調査のほうにつきましては、今年の9月から12月頃を予定していただいております。

以上です。

○議 長

関君。

○1 番

ありがとうございました。いろいろな関係機関に関わることだと思います。大変御苦労さまでございます。この件に関してはこれで結構でございます。

次に、同じく予算概要の2ページの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付

金支援事業費、給付金6,900万円でございますが、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯へ、1世帯当たり3万円の給付をするものでございます。これは、世帯全員が課税者の税法上の扶養になっております世帯も含まれることになり、平群町では2,300世帯分であると思っておりますが、それによりまして、前回に比べて何世帯増えたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

失礼いたします。

ただいま御質問いただきました。今回、2,300世帯を想定をさせていただいております。前回、前年度に実施をいたしました同等の給付金におきましては、約1,800世帯が支給の対象ということになっておりましたので、今回、課税者からの扶養親族も対象に入れるということで2,300世帯としておりますので、差引きいたしまして、約500世帯が増加しているということでの御理解をよろしくお願いいたします。

○議長

関君。

○1番

大変ありがとうございます。今回初めて給付をされる世帯が約500世帯ということですね。大変喜んでいただけたと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

私の質問は以上でございます。ありがとうございます。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○8番

ちょっと今の答弁、2,300世帯、去年が1,800世帯、500世帯増えるという計算はどこから来てるんですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

直近、令和4年度の非課税世帯を調査いたしまして、約2,200世帯が令和4年度の非課税世帯ということになっております。今回、補正予算2,300世帯を予算計上させていただいておりますので、前回、課税者に扶養に取られておられる世帯については対象外になっておりましたので、それが約1,800世帯ということですので、差引きをいたしまして500世帯ということでの御理解をよろしくお願いいたします。

ございます。

○議 長

山口君。

○8 番

そこ、もうちょっと詳しく説明してくれる。前回1,800世帯は非課税世帯でも、もらえてなかった人がいてたということね。今回、その対象が増えるということですね。2,300世帯と言ったら、平群町は今8,000世帯ちょっとやけども、二十七、八%になるよね。そんなにあるんですか。ちょっと多過ぎてびっくりしたんだけど、2,300。前回は何で1,800やったの、じゃあ。非課税世帯ってこれ、均等割非課税でしょう、そういうことですよ。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

説明不足な点がございまして申し訳ございません。

前回、約1,800世帯が対象者になっておったということでございます。前回におきましても、住民税均等割非課税世帯ではあるんですけども、ただ、世帯全員が課税者からの扶養親族になっている場合は対象外になっておりました。ですが、今回、令和5年度として給付させていただく事業といたしましては、そういった方々も含めた部分ということでございますので、500世帯が増。先ほど議員おっしゃっていただきましたように、2,300世帯を想定をしております。今現在、全世帯で8,203世帯でございますので、約28%が住民税非課税世帯であるということで把握をしております。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

はい、分かりました。

これ、国からの物価高騰等に対する交付金で賄うということになってるんですけども、町のほうの予算では全額国からの給付金となっているんですけどね、ただ限度額が相当少ない、4,192万8,000円というのが国からの通知ですよ。ここはちょっとね、いやもちろん、使った分、全額返してもらおうというのは、当然国の制度でやるわけだから、町の持ち出しというのは出ないはずなんですけども、その辺は何でこのようになってるかというのは、これちょっと、財政当局のほうで説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、今回の重点コロナ臨時交付金の、まず上限額の設定ということで、今山口議員からありましたけれども、まず、今回3月31日に、交付金の上限額が通知が来ております。そちらにつきましては、今回の重点交付金につきましては、エネルギー、食品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対するの支援を主たる目的と有効に活用するということでございます。その中で、低所得世帯支援枠、これが今現在議論していただいている3万円支給の分です。そしてまた、推奨事業メニューと二つのメニューがございまして、低所得世帯支援枠につきましては、3月31日現在では4,192万8,000円が上限額となっております。推奨事業メニューにつきましては6,132万円ということで、1億324万8,000円が現在上限額で頂いております。

こちら、先ほどの予算と合っていないんじゃないかということなんですけれども、今回の低所得の世帯支援枠につきましては、現在、令和3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金を実施しましたが、その支給世帯に対して、0.7を乗じた額を、今現在、概算ということで交付を頂いております。そしてまた、12月頃に調査があるんですけれども、そちらのほうが最終、今回の対象となるのが令和5年度分の住民税非課税世帯数ということになりますので、現在、概算分で頂いていまして、残りの分につきましては、令和5年度の住民税非課税世帯数を報告して、その差額分が追加交付されるということでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

いやいや、だから、それが分からへん。何で国はそんなことをするわけ。だって、さっきの説明では、どこの自治体とも、要するに、受けられる人が増えるわけじゃないですか。そうでしょう。さっきの松本課長の説明で言うと、平群町でも1,800から二千二、三百に増えるわけだから、よそも一緒ですよ。全国的に相当増えるのに、なのに何で前回の実績の7掛けなの。それは、何か説明も何もないんですか。ただ、取りあえずそうしてるけど、要った金は全部出すよということなんですけど、何でこんなことするのと、ちょっと素朴な疑問を持ちませんか。県はどんな説明してるんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

国と県のQ & Aにつきましては、今私が御説明した内容なんですけれども、現在、この対象というのは、令和5年度分の住民税非課税世帯数に対してということになっております。そういった中で、この物価高騰分につきましては、早急に交付していくというような部分がございます、それで、基準が令和3年度の分の0.7を概算で交付を頂いているのかなというふうには考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

まあまあええけど、普通なら7掛けじゃなくて、0.7で戻さなあかんの違うの、増えるわけやから。そうやろう。だからおかしいって。答えられへんねやったらええけど、どっちみち全額くれるというのは間違いないということなんで、それは結構なんですけど。

あと1点ね、ワクチンの接種事業で、これも4,176万8,000円の事業費に対してですね、国庫補助が4,026万8,000円で、150万円、金足らんねけど、これはどういうことですかね。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

お手元に説明資料をつけさせていただいておりますけれども、その裏面のほうにございます。歳出額4,176万8,000円から歳入4,026万8,000円の差額、150万円でございます。これにつきましては、生駒郡及び生駒市は、生駒地区医師会との協議により、接種事務委託料として1回500円を支払っております。これについて、今までは補助対象になっておったところなんですけれども、9月以降の接種につきましては、これが補助対象から外されたというところがございます。

○議 長

山口君。

○8 番

ごめん、見てなかった。そういうことね、国がケチってきたわけやな、そんだけ分。5類になったということもあって、そういう措置を徐々に取りっけいこうということだと思っんですけれども。この150万円は、要するに、生駒郡では自治体が全部かぶると、個人負担はさせないということですね。分かりました。

それからですね、さっきちょっと説明のあったクーポンの発行、これはこれで別にあかんということじゃないんですが、何でクーポンにしたのかなというのがね。国からの、要するに限度額は6,132万円で、ほんで、クーポンで6,500万円、一応予算立ててる。ただ、1万8,500人と、今人口も1万8,300人ですから、はなから多めに食ってるからそのままいかないんですけどね、これ何でクーポンなの。よその自治体ではいろいろですよ、子どもの給食費の無償化に使ってるところもあるし。平群町はこれ、全住民、一人一人に公平にというような観点やと思うんですけど、これにした理由というのは何かあるんですか、町長。

普通ならね、今平群町は子育て支援、特に子どもの人数、今回一般質問でもやりますけども、非常に少ない。もう10%切ってますね、少子化人口は9.69%ですよ。全国平均が、この前新聞に載ってたのが12.6%ですから、それに比べて、私はこの問題で岩崎町長の時代に質問したときには11.何%やった、それがもう9.69%まで下がってるという、ここはもう深刻な問題なんですよ。そこを考えるなら、そこをもっと考えて、せっかくこの自由に使えるお金ですから、やればなど。クーポンも悪くはないですけども、ちょっと工夫が足りんのじゃないかと。今の平群町にとって何が一番大事かというところでは、私は抜かしてるんじゃないかというふうに思うんですが、町長、そう思いませんか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今回、クーポンにした理由でございます。今回は非課税世帯はもう決まってるんですけども、もう一つということで、今回、物価高騰の影響を受けた生活者を支援する事業ということで推奨されておりましたので、金額がある程度、6,132万円と少ないこともありますので、全ての住民の方に支援したいということで、生活応援クーポン券を配付することにさせていただいております。

議員おっしゃっている子育ての関係もあるんですけども、平群町では、給食費等、令和4年度にしてるところもあったんで、今回、全ての方の住民を対象にしたいということでなってます。

近隣のところを見ても、7町で見ると、7町のほとんどは一応クーポンという形でもされてるようなところがございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 8 番

いや別にクーポンが悪いと言ってるんじゃない。ただね、それぞれの自治体にとって今何が大事かというのを考えて政策化すべきだって言ってるわけですよ。そう考えたときに、確かにそれは電気代も上がってますし、いろんなもん上がってますから、全世帯がそうなんですけれども、しかし、一番困ってるのはね、だから3万円配る話だってそうじゃないですか。一番困ってるのは、所得が少ない人が一番困ってるわけじゃないですか、要る金は一緒なんだから。せやのに、さっきの議案でもそうだし、地球環境の森林税をですね、そんな均等割で取るなんてのは、負担率が一番高くなるのは所得の低い人が一番高くなるわけじゃないですか。均等割ぎりぎり払える人がね、そうでしょう。

そういうふうに考えた場合、今平群町で何が大事かというのは、もっと私はしっかり考えるべきではなかったかと思うから聞いてるんであって、よそも一緒だからというそういうことじゃなくてね、斑鳩町は13.何%ですよ、少子化率。三郷町は12.4%ですよ。そこから見たって、どこに金を持っていくか。できるだけ現役世代の人に来てもらえるような、ちょっとでもですよ、すぐには効果なかったって、やっぱりそこを考えるのが、私は大事やと思うから、これは聞いたんですけど、ちょっとその辺もうちょっとね、今後、こんな金がいっぱい来るのかどうか知りませんが、安易と言ったらちょっと語弊がありますが、悪いことではないけど、もうちょっとやっぱり平群町の実情に合うたものにすべきだというふうに思ったんでね。今回これ、もちろん、知事選、県会選挙、そして町会選挙とあってる中で、3月29日に国のほうが限度額を示したやつですから、そこから、そら町のほうも忙しいし、なかなか具体的に、議会も開いて意見を聞くというような状況でももちろんなかったんで、あんまり言いたくなかったんですけども、しかし、今後はちょっとそこはしっかり考えていただきたいんですよ。町長どうですか。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

本来なら、議員おっしゃるとおり、いつも支援対策については全協で説明させていただいてたということがあります。ほんで、今回、先ほど説明させていただいたこともあり、議員の選挙もあったので、説明不足となりました。今後につきましては、また議員さんにできる限りお示ししながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議 長

山口君。

○ 8 番

ちょっと町長。あなたが決めたことやから、一言ぐらい答えなさいよ。何、今の態度。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

それでは、山口議員の質問に答えさせていただきます。

今回、クーポン券にしたというふうな理由につきましては、やはり、物価高騰については全世帯、これは必ず影響を受けておるということで、子育て支援についても検討させてもらったんですけども、今回は、公平に全世帯に行き渡るように、1人3,000円の給付にさせていただいたということでございます。

議員御指摘の子育て世帯に対する支援については、今後また検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 議 長

山口君。

○ 8 番

だから、そこを言ってほしいんですよ。やっぱりね、平群町の実情に応じたものになっていくように、やっぱりしっかり考えて、もちろんいろんな意見出ますよ、出ますけど、やっぱり今回、ネットで平群町のホームページ見ても、新しくできた何未来課やったかな、ちょっと名前出てこないけど、そういうところではプロモーターの募集をやったり、いろいろ頑張ってるわけでしょう。だから、そこにやっぱり焦点当てていくという、そのための金の使い道ね。今回みたいに、別に町のほうで予定してなかったお金が6,000万円以上来てるわけですから、その使い道はやっぱり大事にしてほしいなというふうに思いますんで、次からは、ぜひそのようにしていただくことをお願いしたいと。

それとね、これちょっと聞いてええのかな、どうかな。5月31日の出納閉鎖で決算が出たということなんですがね、去年の3月議会で、ワクチンで1億1,000万円でしたか1億2,000万円、返還せなあかんというのがありましたよね。それはもう昨年度で返還してるんですかね。ついででちょっと聞いて悪いんやけど。

○ 議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

それは、5年度、今年度で返還のほうをしております。もう既に支払い済みでございます。

○議長

山口君。

○8番

そうか。今年度で、調整基金で1億2,300万円か600万円。予定してたのはそれやね。1年間空いて、また今年。それで基金が7億円超えてるわけか。分かりました。はい、すみません。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○11番

そもそも論の話なんですけども、このたび知事が代わりましたね。荒井知事から新しい山下知事に代わったわけなんですけども、そういうことで、予算に影響は出てる、報道ではいろいろ出てるんですけど、何か影響出そうなものはあるんでしょうか。分かる範囲で。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山下知事に代わられてということなんですけれども、今現在、新聞等の報道でしかあれなんですけれども、見直ししていくという事業につきましては、直接、今のところ、平群町に影響ある事業はないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○11番

それとですね、7ページ目にドローンを購入するというふうにかかれておるんですけども、当然職員の方は資格をお持ちになってるんでしょうか。これからお取りになる予定なんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ドローンの資格の関係です。

令和4年度のほうに、ちょっと消防団のほうの分としまして、6人資格を取

得しております。ですので、現在、資格のほうにつきましては、消防団の者も入れてという形になりますけど、6人の者が資格を取得してる状況です。

以上です。

○議長

森田君。

○11番

そうじゃなくて、これ、町が運営するんでしょうね、当然ドローンは、災害起こったときに。もう完全に委託、消防団にされるんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

令和4年度に資格を取得した者につきましては、第三分団の者というのは町職員になっております。ですので、町職員のほうの分としまして、6人が取得しております。

令和5年度のほうにつきましても、町職員のほうでの資格取得、また併せて、町内の消防団員のほうにつきましても資格取得を予定しておりまして、一応それを活用していきたいと思っております。

○議長

森田君。

○11番

平群町は、そういう禁止区域に、ドローンの禁止区域ですから、いろいろあると思うんですけど、その域に入ってないというふうに理解していいんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません、具体的な禁止区域の関係につきましては、ちょっと確認不足で把握しておりません。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。稲月君。

○6番

地域防災力向上事業ということで、防災訓練を実施をするという予算を組まれたわけですがけれども、これに講師料とか入っていますけれども、前回の12月議会の中で、私、一般質問させていただいた中に、土砂災害危険地域など、

いわゆるレッドゾーン付近にお住まいの方たちの住宅点検とか地盤審査ですね、そういう心配事に対する相談会、そういうのを実施してほしいという要望を出させていただいて、答弁のほうで、この防災訓練の中でそういった相談会を実施をしていくというふうに答弁していただいているんですけども、この分の講師料というんですか、相談料というんですか、そういったものが組み込まれているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今年の3月議会のほうにおきまして、そのような御質問を頂いていることは承知しております。実際、ちょっとこちらのほうの、今回予定しています防災訓練に伴う講師の費用としまして、ちょっと具体的に、この相談会形式の分の費用のほうについては現在考えておらないんですが、その点につきましては、ちょっと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長

稲月君。

○6番

今から検討して、その予算がつくんですか。それ、ちょっと教えてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

一応、この講師料のほうにつきましては、具体的に、防災士または防災アドバイザーを呼んで、講演会のほうを予定をしております。その中で、先ほどおっしゃってましたような相談の内容のほうにつきましてはの講演ですね、いただけるかどうかというのはちょっとまだ分かりませんので、予定してる中で説明いただけるかどうかというのを検討したいと思っております。

○議長

稲月君。

○6番

あまりこんなところでやいやい言うのはあれなんですけども、ちょっと趣旨が違うのではないかと。個別の相談会ということで答弁いただいているわけでね、それについては、その訓練のときに実施をしたいということで募集をしたりして、それをするというので、今回できないということですか、ということは。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ちょっと具体的に、例えばそういったブースを設けてやるかどうかについては、まだちょっと決めておりませんので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議 長

稲月君。

○6 番

それでは、検討していただいて、ぜひともね、今回の雨でも、平群では直接なかったですよ、住宅付近で崩壊が起こるといような事例はなかったですけど、斑鳩でね、斑鳩中学の下辺りですかね、あれ、住所を見れば。あそこで、非常にひどい、家の真下がばさっと落ちてると。1軒倒壊、隣は半壊というよ様な被害も起きてるわけで、よく分からないですけど、あそこも多分大規模盛土というふうなのに入ってるんかなとか、これは想像ですが、まだちゃんと調べてないんで。そういったことも実際近隣で起こってますしね、やっぱり心配、これだけ雨もたくさん降ると、心配事も皆さんお持ちなんでね、ぜひそこは、せっかくそういう答弁も頂いてるわけで、やろうという意気込みも私は感じましたのでね、ぜひとも実現をさせてください。今回入るんかどうか、ちょっと危ういですが、よろしくお願いします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第29号について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決したいと思いますと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

10時35分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午前10時21分）

再 開 （午前10時35分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

日程第6 同意第3号から日程第19 同意第16号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

以上14件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第3号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月6日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字櫛原1592番地

氏 名 吉 村 憲 二

生年月日 昭和27年4月13日

続きまして

同意第4号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律

第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町上庄 1 丁目 1 3 番 1 号

氏 名 北 川 雅 史

生年月日 昭和 3 4 年 8 月 7 日

続きましたて

同意第 5 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畑 1 8 8 9 番地

氏 名 小 谷 容 久

生年月日 昭和 3 1 年 4 月 8 日

続きましたて

同意第 6 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字椿井 1 3 7 0 番地

氏 名 森 田 明 男

生年月日 昭和 2 4 年 8 月 2 7 日

続きましたて

同意第 7 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字信貴畑 8 9 1 番地

氏 名 中 野 善 文

生年月日 昭和 3 1 年 1 2 月 1 5 日

続きました

同意第 8 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴 1 5 28 番地

氏 名 坂 上 昇

生年月日 昭和 3 9 年 1 月 1 5 日

続きました

同意第 9 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字三里 6 3 4 番地

氏 名 吉 川 忠

生年月日 昭和 2 9 年 4 月 1 9 日

続きました

同意第 1 0 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字久安寺 1 2 2 6 番地

氏 名 米 田 幸 弘

生年月日 昭和 3 3 年 7 月 2 5 日

続きますして

同意第 1 1 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字樫原 5 2 7 番地

氏 名 奥 田 善 紀

生年月日 昭和 2 9 年 6 月 1 8 日

続きますして

同意第 1 2 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字下垣内 3 2 4 番地

氏 名 増 田 郁 子

生年月日 昭和 4 8 年 8 月 2 日

続きますして

同意第 1 3 号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字槻原 1 6 番地の 2

氏 名 辻 本 忠 雄

生年月日 昭和30年3月2日

続きますして

同意第14号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月6日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町上庄2丁目10番1号

氏 名 樽 井 雅 美

生年月日 昭和43年6月24日

続きますして

同意第15号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月6日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町西宮2丁目6番25号

氏 名 東 伸 宏

生年月日 昭和26年12月13日

続きますして

同意第16号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月6日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字三里812番地の38

氏 名 種 坂 英 次

生年月日 昭和35年4月24日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

それでは、同意第3号から同意第16号の農業委員会委員の任命に同意を求めることについて、御説明をいたします。

御存じのとおり、農業委員会は、農地法に基づく農地の売買、賃貸借の許可、農地転用案件などへの意見具申などを中心に、農地に関する事務を執行する行政委員として重要な役割を担っていただいております。

本年7月19日の現農業委員会委員の任期満了に伴い、3月に次期農業委員会の委員候補者を公募したところ、定数14名に対して14名の推薦・応募があり、内訳としまして、自治会などの団体等からの推薦9名、一般応募が5名となっております。その候補者について、平群町農業委員会候補者評価委員会から候補者の評価報告を受け、中立な立場の委員1名を含む任命予定者14名の選出を行ったところでございます。

今回、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会として議会の同意を求める者につきましては、新任としましては、団体から推薦されました同意第7号、中野善文氏、団体から推薦された同意第10号、米田幸弘氏、団体から推薦された同意第11号、奥田善紀氏、一般応募されました同意第12号、増田郁子氏、一般応募されました同意第14号、樽井雅美氏、一般応募されました同意第15号、東伸宏氏、利害関係を有しない委員として一般応募されました同意第16号、種坂英次氏の7名でございます。

また、再任といたしましては、団体から推薦された同意第3号、吉村憲二氏、同じく団体等から推薦された同意第4号、北川雅史氏、同じく、同意第5号、小谷容久氏、同じく同意第6号、森田明男氏、同じく、同意第8号、坂上昇氏、同じく第9号、吉川忠氏、一般応募されました同意第13号、辻本忠雄氏の7名、以上14名でございます。

14名の方の経歴につきましては、議案書に添付いたしておりますとおり、履歴の概要により御承知を頂いているものと存じますが、いずれの方も誠実にして、農業に関する識見を有し、職務を適切に執行できるものと考えており、農業委員会委員として適任であると存じておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

これより同意第3号から同意第16号に対する質疑に入ります。森田君。

○11番

ただいま御説明いただきましたんですけども、広報で見ますとですね、農業委員が14名で、農地利用最適化推進委員が4名となっておりますが、今御説明いただきましたのは、最適化推進委員の方は応募がなかったということに理解していいんでしょうか。

それともう一つですね、先ほど14名ということなんですけど、14名だけが応募なりですね、また自己推薦とか団体推薦とかあったというふうに理解していいんでしょうか。その2点だけお答えください。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

農業委員の定数につきましては14名、最適化推進委員につきましては4名、同時に3月に応募をさせていただきました。議会の同意が要るのは農業委員14名だけでありまして、最適化推進委員につきましては、農業委員からの任命という形になります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

公選制から今の制度になって2回目かな。団体推薦ね、これ、それぞれみんな団体違うと思うんですが、その辺はもう団体から推薦されれば、これ基本的には町長が提案してですね、議会の同意で決まるわけですから、町長が全部決められるわけですよ、公募も含めてですよ。それで、ちょっと聞きたいんですけど、その団体推薦とずっとありますけどね、これ、どういう団体、全部それぞれ団体が違うんですか。その点どうですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

団体等の推薦ということで、主に自治会、そちらにお住まいの自治会からの推薦がほとんどであります。ただ、同意第9号、吉川忠氏につきましては、農業者3人による推薦がありまして、そちらにつきましても、団体等の推薦という形になっております。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

昔、公選制ではありましたけども、公選制とは別に、農協とかから推薦枠もありましたから、そういうことでやってると、あと自治会、ただ平群町、ほとんどの自治会、全部農業、大きい団地以外はやってるわけですから、それと言うと、全部あるわけじゃないですよ、吉新もありませんし、西宮も団体推薦ではなくて一般応募とかなってるから、その辺は全部町のほうで調整してやってるといふことでいいんですか。

いやいや、町長が決めるわけやから、別に何も議会でええとか悪いとかじゃなくて、やっぱり透明性を持たさなあかんというふうに思うんですよ。これを見たって、応募、全部これ御自身が、町は何も言ってないけども、全部応募してやられてるのか。最初の頃、何かね、専門委員みたいなのがあったように、1人だけね。だから、作物のところに何も書いてない方がそれに当たるのか、一番下の種坂さんは大学の先生ですから、当然中立委員とこう書いてありますけども、その辺もどうなんですか。法的にはバランスを取るといふのは当然あると思うんですけど、3年に1回なんで、その辺で、どう言ってええのか、ちょっとあれやけど、さっき言った、自治会で、じゃあないところありますけど、それはええんですか。それはもう話合いができてるんですか。例えば、前回まで越木塚の委員がいましたけど、今回、越木塚の委員はいませんよね。そういうところはどうなんですか。答えられる範囲でええけど、ちょっと答えてくれるか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

今回、14名の方につきましては、3月1日から3月末まで募集をかけて応募いただいたということです。この方につきましては、評価委員会のほうでその方々が農業に関する識見をお持ちかというのをいろいろ議論した上で、今回、議案として提出させていただきました。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより1議案ごとに、順次討論、採決を行います。

それでは、これより同意第3号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第3号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第3号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第4号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第4号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第4号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第5号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第5号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第5号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第6号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第6号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第6号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第7号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第7号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第7号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第8号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第8号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第8号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第9号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第9号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第9号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第10号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第10号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第10号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第11号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第11号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第11号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第12号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第12号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第12号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第13号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第13号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第13号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第14号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第14号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第14号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第15号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第15号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第15号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第16号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第16号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第16号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第 20 請願第 1 号 平群町ウォーターパーク再開を求める請願書を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

令和 5 年第 4 回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第 1 号

受理年月日 令和 5 年 5 月 25 日

件名 平群町ウォーターパーク再開を求める請願書

請願の要旨

要旨 平群町ウォーターパークは真夏に利用できる貴重な施設であり、地域住民のレジャーとしても、里帰りの楽しみとしても長年愛されてきました。かつて利用した子どもが親になり、親は祖父母になり、子どもや孫の世代に遊ばせてあげたいと願っています。ウォーターパークは子育て孫育て世代にとって、無くてはならない施設です。例年の 7 月、8 月の開催時期が間近に迫っています。関係設備を直ちに調査の上、必要な手立てを実施して、ウォータースライダー以外の幼児プール、25メートルプール、流水プールの今年度使用可能と思われる施設を再開してください。

理由 令和 3 年 12 月 7 日の町議会において「平群町体育施設条例の一部を改正する条例」が可決され、ウォーターパークの廃止が決定されました。

廃止決定に当たっては、教育委員会作成の「平群町ウォーターパークの今後の在り方」が住民に示され、施設の老朽化が進んでいること、高額な補修費用が必要であることなどの根拠が説明されました。住民からは 6 億にも及ぶ補修が必要なら廃止もやむなしとの意見が聞かれました。

ところが、廃止後の町議会において教育長は「結果として入替えと補修の経費が混在した。事実として積算内容に差異が生じた」と答弁し、プール槽入れ替えを補修として説明したことを示しています。

事実とかけ離れた説明、理由で廃止されたことは、住民にとって受け入れることはできません。

請願者の住所及び氏名	平群町梨本 1 5 3 - 1	大坪美由紀
	平群町初香台 1 - 2 - 1 0	橋本弥生
	平群町若井 3 0 6 - 1 7	坂本 愛
	平群町初香台 5 - 5 - 3	谷上裕美
	平群町初香台 3 - 5 - 4	北野晴霞

紹介議員 須藤啓二・植田いずみ・稲月敏子

付託委員会 文教厚生委員会

以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。須藤君。

○2番

ただいま朗読いただきました請願の内容でございますが、請願者のお名前等を御覧になられてお分かりかと思うんですが、若いお母さん方が中心になって取り組まれてる請願でございます。私も実は昨年町長選、今回の議員選挙を通じまして、住民の方とはいろいろな形で話をさせていただきました。その中で、特に若い世代、子どもさんたちからのですね、プールを何とか使えないかなという請願といいますか、御要望が本当にたくさんございましてね、施設のほう、実際に去年ですね、見せてもいただきました。

たまたまなんですが、私、プールのろ過器なんかを作ったメーカーの、実は技術課長をやってましてですね、いわゆる専門の目で見せていただきましてですね、もちろん悪いところも散見されたんですが、基本的な性能がほぼあるんじゃないかと。ただし、目視なのでね、それほど詳しくということではございませんが、そういう傷みの程度というかですね、プロの目から見て問題ないという私の判断がございました。ということでですね、住民の方にはそういう話もさせていただいたんですね。

特に、廃止の理由として、予算がかかるという点とですね、利用者が少なくなっているという2点が主な点だったと思うんですが、まだまだ住民の方ですね、十分御理解もされていないし、納得もされていないと。その中での請願かなというふうに考えております。

趣旨としましては、もちろん住民の方もですね、町のほうの御苦勞を分かっておられますので、何が何でも全部開いてくれということではなくて、できるところからやってほしいと。具体的に署名なんかも取り組んでおられまして、具体的に言うと、ウォータースライダーのように、補修に非常に手間暇がかかる、予算もかかるというところは除いて、その他、幼児プール、流水プール、25メートルプールなどを順次復活してほしいという趣旨でございます。

議員の皆さんですね、もう一度ちょっと住民の方のそういう切実な要望でございますので、ぜひ御議論いただきましてですね、何とか住民の皆さん、子どもさんたちの願いを実現してほしいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。岩崎君。

○ 3 番

少し請願の中身とは離れてしまいましたが、1点確認をさせていただきます。

ウォーターパーク再開の署名活動の際に、学校の教室の中で、ビラが教室の中で配られたという内容の話匿名の住民さんからお聞きしました。教育現場ということです。非常にどうなのかなという疑問も、少し私自身、持っております。この件について、学校や教育委員会は承知されておられるのかどうかということと、どのように対応されたかお尋ねいたします。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

今ありました署名の件なんですけども、私ども、学校の現場のほうから一応報告ということは頂いております。複数の保護者の方から、これは何ですかというふうな報告があったということで受けております。どうも、児童の方が配られたのかなというふうな形なんですけども、この対応につきましては、子どもさんのこともあります。事の事態を確認するかということも考えるんですけども、子どもたちを巻き込むというのはちょっとこちらも対応に苦慮することの中で、いろんなことが起こるのではないかという心配もございますので、現在のところは特に対応ということはしておりませんが、保護者の方からは苦情めいた報告があったということは承知しております。

以上でございます。

○ 議 長

岩崎君。

○ 3 番

子どもたちのいろんな考えとか思いというのは大事にしなければならないと、私も考えております。ただ、それとは区別してこのことは考えなければならないと、大変デリケートな事案だと私も認識しております。町行政、教育委員会には慎重に対応をお願いしまして、私の質問はこれで結構です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、文教厚生委員会へ付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

なお、請願代表者2名の方より、委員会に出席したい旨、私、議長に申出をされておりますので、本日の本会議終了後に文教厚生委員会を開催していただいて協議願いたいと思います。よろしくお願いたします。

日程第21 選挙管理委員の選挙について
を議題といたします。

選挙管理委員及び、次に予定されている日程第22 選挙管理委員補充員の選挙については、地方自治法第182条第1項並びに第2項の規定で、議会においてこれを選挙するということになっております。

選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、これの取扱いについて議会運営委員会の中で協議をお願いいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時08分)

再 開 (午前11時22分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

先ほど開いていただきました議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員長。

○議会運営委員長（山本隆史）

議長より、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙の方法についての取扱いについて、議会運営委員会を開催いたしました。その結果、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙の方法については、指名推選で議長一任ということで決定いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とします。

○議長

議会運営委員会の委員長の報告のとおり、選挙の方法は私が指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は私が指名推選することに決定いたしました。

それでは、発表いたします。

選挙管理委員に井田和夫君、高見すみ子君、安村則寛君、廣瀬正彦君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名いたしました選挙管理委員を当選人と定めることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました井田和夫君、高見すみ子君、安村則寛君、廣瀬正彦君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第22 選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

補充員につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、議会において、委員と同数の補充員を選挙しなければならないとなっております。

補充員についても、議長、私が指名推選といたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長が指名推選で行うことに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名いたします。

南秀紀君、室キヌ君、五十嵐清泰君、西村君江君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました順位も含めて、第1順位、南秀紀君、第2順位、室キヌ君、第3順位、五十嵐清泰君、第4順位、西村君江君、以上の方が、順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前11時25分)